

○国土交通省告示第二百六十六号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号の一部を次のように改正し、個人が租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅の新築又は当該認定住宅で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、これらの認定住宅を令和二年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

令和元年七月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国土交通大臣 石井 啓一

改正後

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅(以下「認定住宅」という。)について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、床面積一平方メートルにつき四万五千三百円に、当該認定住宅の床面積(当該認定住宅が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分に独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。)を乗じて得た金額(同条第一項又は第三項の個人が新築をし、又は取得をした認定住宅のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定住宅の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額。以下「標準的な費用額」という。)とする。この場合において、当該認定住宅の新築又は同条第一項に規定する取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税

改正前

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅(以下「認定住宅」という。)について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、床面積一平方メートルにつき四万三千八百円に、当該認定住宅の床面積(当該認定住宅が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分に独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。)を乗じて得た金額(同条第一項又は第三項の個人が新築をし、又は取得をした認定住宅のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定住宅の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額。以下「標準的な費用額」という。)とする。この場合において、当該認定住宅の新築又は同条第一項に規定する取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税

額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）と当該旧消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同項第二号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）との合計額とする。

額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）と当該旧消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同項第二号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）との合計額とする。

附 則

2 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅の新築又は当該認定住宅で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、これらの認定住宅を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。